

電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 916ページ）	改訂した解説	理由
別表第十 第4章 デジタル技術応用機器 1 許容値 （解説） 1. （省略） 2. 本項の「商工業地域でのみ使用できる旨の表示」とは、（中略）・・・ 器体の表面の見やすい箇所に表示されているものをいう。 （備考） <u>J55022</u> のクラスA <u>情報技術装置</u> は、商工業地域でのみ使用できる旨の表示をした機器と同等な区分のものである。	（解説） 1. （省略） 2. 本項の「商工業地域でのみ使用できる旨の表示」とは、（中略）・・・ 器体の表面の見やすい箇所に表示されているものをいう。 （備考） <u>J55032</u> のクラスA <u>マルチメディア機器</u> は、商工業地域でのみ使用できる旨の表示をした機器と同等な区分のものである。	J55022においては、J55013とともにJ55032に統合されている。またJ55022（H22）の有効期間は、平成32年(2020年)11月30日までとなっていることから、表記をJ55032に修正する。 J55032は対象機器が、情報技術装置のみではなく、AV機器を含めたマルチメディア機器である為。

（当該部解釈）

第4章 デジタル技術応用機器

1 許容値

1.1 雑音電界強度の許容値

雑音電界強度は、供試器から水平距離で10m離れた点にアンテナを設置して測定したときに、次の表の左欄に掲げる周波数範囲ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。

この場合において、dBは、 $1\mu\text{V/m}$ を0dBとして算出した値とする。

周波数範囲 (MHz)	雑音電界強度 (dB) (準尖頭値)
30以上 230以下	30 (40)
230を超え 1,000以下	37 (47)

（備考）かっこ内の数値は、一般の家庭では使用しないものに、商工業地域でのみ使用できる旨の表示^{（解説2）}を付してあるものに適用する。